

L(Z)01-01

宮警本地第129号

宮警本会第111号

平成5年1月29日

県本部各部課長
殿下
県下各警察署長

宮城県警察本部長

宮城県警察応急措置費取扱要綱の制定について（通達）

この度、宮城県警察応急措置費取扱要綱を次のとおり定め、平成5年2月1日から適用することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 要綱制定の趣旨

これまで盗難、遺失等により所持金がなく困惑している県民等が交番等を訪れた際、早急に金銭を必要とし、しかも警察以外に頼る当てがないと判断された場合は、県民等の立場に立った警察活動の観点から、地域警察官個人の判断により交通費、電話代等を貸出ししているが、その大部分は後日返済されるものの、長期にわたり未返済の場合もある。

このことから、地域警察官の職務遂行に関して支出された金銭を補償し、より積極的な市民応接活動を推進しようとするものである。

2 要綱の要点

- (1) 補償の対象は、自動車警ら隊、鉄道警察隊及び警察署の地域課に所属する地域警察官とした。
- (2) 宮城県警察応急措置費の申請は、金銭の返済予定日を経過しても返済がない場合、又は、返済の見込みがない場合に行うこととした。
- (3) 補償の範囲は、
 - ア 盗難、遺失等により、所持金がなくなり困惑している県民等に対して

支出（貸与）した交通費、電話料等

イ その他、所属長が必要と認めた支出（貸与）

とし、補償金額は1件につき1万円を限度とした。

ただし、特別な事情があるときは、これを超えて支出することができることとした。

- (4) 応急措置費の支給の後、被支出（被貸与）者から金銭の返済があった場合は、速やかに応急措置費を返納することとした。
- (5) 補償範囲となる金銭を支出（貸与）する場合は、単独勤務時等やむを得ない場合を除き、他の警察職員の立ち会いのもとに行うこととした。

3 運用上の留意事項

- (1) 補償範囲となる金銭の支出（貸与）は、一時的にしる当該警察官の金銭的負担になることから、支出（貸与）に当たってはその必要性や緊急性をよく判断し、各交通機関の「運賃着払い制度」、各市町村や福祉事務所が行っている「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づく救護制度が適用できる場合は、同制度を優先的に活用するよう、指導を徹底すること。
- (2) 所属長は、地域警察官以外の警察職員が本要綱の趣旨に沿う支出（貸与）を行い未返済となっている場合は、補償範囲内において地域警察官と同様の手続きにより応急措置費の申請をさせるものとする。

宮城県警察応急措置費取扱要綱

第1 目的

この要綱は、応急措置費の支給要領及び返済金の取扱いについて必要な事項を定め、もって応急措置費の適正な運用を図ることを目的とする。

第2 趣旨

この応急措置費は、自動車警ら隊、鉄道警察隊及び警察署地域課に所属する地域警察官（以下「地域警察官」という。）が職務の遂行に関連し、一般市民に対して金銭的負担を行った場合、その負担を補償し、積極的な市民応接活動を推進しようとするものである。

第3 補償範囲

1 地域警察官が、次の各号に該当する金銭を支出（貸与）した場合において、返済予定日を経過しても返済がない場合又は返済の見込みがない場合に、当該地域警察官に対して、その支出（貸与）費用を補償するものとする。

- (1) 盗難、遺失等により、所持金がなくなり困惑している県民等に対して支出（貸与）した交通費、電話料等
- (2) その他、所属長が必要と認めた支出（貸与）

2 地域警察官に補償する応急措置費は、1件につき1万円を限度とする。ただし、特別な事情があるときは、これを超えて支出することができる。

第4 取扱事務担当者

- 1 警察本部長が行う審査や交付等にあつては、保安部地域課長が取扱事務を担当する。
- 2 自動車警ら隊、鉄道警察隊にあつては副隊長、警察署にあつては地域課長が取扱事務を担当する。

第5 申請手続き

1 地域警察官が、第3の1により金銭を支出（貸与）した場合は、勤務日誌等にその状況を記録するとともに、金銭応急措置報告書（様式第1号上段。以下「措置報告書」という。）により所属長に報告すること。

措置報告書は、所属長が決裁した後、支出（貸与）した金銭が返済され、又は未返済事案の発生報告をするまで、当該地域警察官が保管するものとする。

2 支出（貸与）した金銭の返済を受けた場合は、措置報告書に返済年月日の記入と押印をし、所属長の決裁（確認印）を受けものとする。

3 返済予定日を経過しても返済がない場合又は返済の見込みがない場合には、未返済事案発生報告書（様式第1号下段。以下「発生報告書」という。）を作成し、所属長に報告するとともに、応急措置費交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、所属長を経由して応急措置費の交付を申請するものとする。

なお、第3の2ただし書きにより、特別な事情があるときには、1万円を超える応急措置費の交付を申請することができる。

4 所属長は、速やかに応急措置費交付申請者（以下「申請者」という。）から報告された措置報告書及び発生報告書を審査し、申請者の支出が第3の1に該当すると認めるときは、交付申請書の所属長確認欄に押印し、同申請書に措置報告書及び発生報告書を添付の上、本部長に送付するものとする。

5 本部長は、交付申請書を審査のうえ、応急措置費交付（不交付通知）書（様式第3号）により、申請者に対して応急措置費の交付又は不交付通知をするものとする。

6 申請者は、応急措置費の交付を受けた場合、応急措置費受領書（様式第

4号)を本部長に送付するものとする。

- 7 申請者が応急措置費の受領後、被支出(貸与)者から金銭の返済を受けた場合は、支出(貸与)金銭返済報告書(様式第5号)により本部長に報告するものとする。
- 8 本部長は、支出(貸与)金銭返済報告を受けた場合、応急措置費の交付決定の取消しを応急措置費交付(交付決定)取消決定書(様式第6号)により、また、応急措置費の返納通知を応急措置費返納通知書(様式第7号)により行うものとする。
- 9 本部長は、応急措置費の出納状況を応急措置費出納簿(様式第8号)により明確にするものとする。

第6 その他

地域警察官が第3の1にかかる金銭を支出(貸与)する場合は、単独勤務時等やむを得ない事情がない限り、複数の警察職員の立会いのもとに行うものとする。

様式第1号

決	署(隊)長	副署(隊)長(次長)	地域課長	補佐・代理	係長	主任、係	
裁							
金銭応急措置報告書 平成 年 月 日 所 属 長 殿 所属・係 階級 氏名 ㊟ 次のとおり金銭の応急措置を取り扱ったので報告する。							
応急措置年月日		年 月 日		金額(相当額)		円	
対象者	住所					電話	
	職業	氏名			年齢		
措置理由 (簡記)	人定確認方法			返済予定日	年 月 日		
				返済年月日	年 月 日		
				返済金受領者印	所属長確認印		

決	署(隊)長	副署(隊)長(次長)	地域課長	補佐・代理	係長	主任、係
裁						
未返済事案発生報告書 平成 年 月 日 所 属 長 殿 所属・係 階級 氏名 ㊟ 金銭応急措置報告書のとおり 年 月 日 応急措置のため金銭を支 出(貸与)したが、いまだ返済されていないので報告する。						
未返済の理由						

様式第2号

応急措置費交付申請書

平成 年 月 日

宮城県警察本部長 殿

所属 係
階級 氏名 (印)

宮城県警察応急措置費取扱要綱に該当する未返済事案が発生したので、応急措置費の交付を申請します。

記

1 交付申請額

円

所属長確認印

2 金銭支出（貸与）及び未返済の状況

別添、金銭応急措置報告書及び未返済事案発生報告書のとおり。

本部審査欄	審査者	
<p>1 宮城県警察応急措置費取扱要綱に該当する。</p> <p>2 宮城県警察応急措置費取扱要綱に該当しない。</p> <p>理由：</p>		
審査結果に基づき応急措置費を交付する(しない)こととしてはいかがですか。		

様式第3号

応急措置費交付（不交付通知）書

宮警本地第 号
平成 年 月 日

殿

宮城県警察本部長

平成 年 月 日付けの応急措置費交付申請については、

- 宮城県警察応急措置費取扱要綱に該当する支出（貸与）と認めたので申請額を交付する。

交付額 _____ 円

- 宮城県警察応急措置費取扱要綱に該当する支出（貸与）と認められないので申請額を交付しないので通知する。

理由については、別添の応急措置費交付申請書写しのとおり。

様式第4号

応急措置費受領書

平成 年 月 日

宮城県警察本部長 殿

所属 係
階級 氏名 ⑩

平成 年 月 日付け宮警本地第 号で交付のあった、応急措置費について次のとおり受領いたしました。

記

1 受領年月日

平成 年 月 日

2 受領金額

一金 _____ 円

様式第5号

支出（貸与）金銭返済報告書

平成 年 月 日

宮城県警察本部長 殿

所属 係
階級 氏名 ㊟

平成 年 月 日付け宮警本地第 号で交付を受けた応急措置費については、その後、支出（貸与）金銭の返済を受けたので報告します。

記

支出(貸与)年月日	平成 年 月 日	所属長確認印	
返済年月日	平成 年 月 日		
被支出（貸与）者	住所		
	氏名		
返済者	住所		
	氏名		
	被支出（貸与）者との関係		
返済金受領者	係	階級	氏名

様式第6号

応急措置費交付（交付決定）取消決定書

平成 年 月 日

殿

宮城県警察本部長

平成 年 月 日付けの応急措置費交付申請については、宮城県警察
応急措置費取扱要綱に該当するため、交付（交付決定）を行っていたが、平成
年 月 日付けの支出（貸与）金銭返済報告により、同交付（交付決定）
を取り消すこととした。

様式第7号

応急措置費返納通知書

平成 年 月 日

殿

宮城県警察本部長

平成 年 月 日付け宮警本地第 号で交付した応急措置費については、別に送付する納入割賦により返納するよう通知する。

記

返納額 一金 円

様式第8号

応急措置費出納簿

年 月 日	科 目	摘 要	収入金額	支出金額	残 額

宮城県警察応急措置費事務処理フロー

